

# やまきた

おしらせ版

令和3年2月16日発行 第727号

編集発行 山北町役場企画政策課

〒258-0195 神奈川県足柄上郡山北町山北1301-4

☎0465-75-1122(代)

ホームページ <https://www.town.yamakitakanagawa.jp/>

本号に掲載している内容については、新型コロナウイルス感染症の発生状況により、延期や中止となる場合があります。最新情報については町ホームページからご確認いただくか、担当課にお問い合わせください。

## 春季全国火災予防運動

毎年3月1日から7日は春季全国火災予防運動が実施されます。町では、3月1日（月）午後、町内全域において、町広報車両による火災予防広報を行います。

一人ひとりが防火に対する意識を高め、火災から生命と財産を守りましょう。

※新型コロナウイルス感染防止のため、今年度は出陣式及び消防車両による火災予防パレードは中止します。

### 【住宅防火 いのちを守る 7つのポイント】

- ・寝たばこは絶対やめる
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す
- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- ・寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、燃えにくい防災品を使用する
- ・火を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

※住宅用火災警報器の設置が義務化されてから15年が経過しました。住宅用火災警報器の耐用年数はおおむね10年とされています。10年が経過すると本体が劣化して火災を感知することができなくなるおそれがありますので、新しい住宅用火災警報器に交換してください。

問合せ 総務防災課防災消防班 (☎75-3643)

## メロディ放送の時間が変わります

防災行政無線から流れる夕方のメロディ放送は、3月から10月までの間17:00になります。

問合せ 総務防災課防災消防班 (☎75-3643)

## ごみはルールを守って正しく出しましょう

### ○ごみステーションについて

自治会などで決められたごみステーション以外には、ごみを出さないでください。清掃などの維持管理はそれぞれの自治会の皆さんによって実施されています。マナーを守り、美しい環境を保つようにしていきましょう。

### ○ごみステーションの利用時間について

ごみ収集は朝の8時から開始しますので、ごみは朝6時から8時までの間に出してください。夜間や日中などにごみを出すと野生鳥獣のエサとなってしまうため、必ず時間は守りましょう。

### ○分別について

町民カレンダーや家庭ごみ分別早見表を確認し、ごみの分別にご協力ください。

問合せ 環境課生活環境班  
(☎75-3656)



## 住民基本台帳ネットワークシステムの業務を停止します

システムのメンテナンスのため、2月24日（水）は、次の業務の受付ができなくなります。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

### 【停止する業務】

- ・マイナンバーカードの交付などの手続き
- ・マイナンバーカード又は住民基本台帳カードを使用した転入・転出の手続き
- ・住民異動などに伴うマイナンバーカード又は住民基本台帳カードの更新手続き
- ・海外からの転入手続き
- ・電子証明書に関連する手続き

問合せ 町民税務課町民班 (☎75-3641)

# 令和3年度会計年度任用職員を募集します

町では、令和3年4月1日から会計年度任用職員として働きたい方を募集します。

会計年度任用職員とは、町の仕事に対し働く意思のある方に事前登録していただき、業務繁忙期や正規職員に欠員が生じたときに、職員の補助として1年度以内の任期で任用される非常勤の公務員です。

仕事内容は、正規職員の事務補助や庶務全般が中心となりますが、詳細については面接時にご説明します。職務の内容が希望に合わない場合は、断ることも可能です。

**受付開始** 2月15日（月）～（土・日曜日、祝日を除きます）

**受付場所** 役場3階 総務防災課窓口

**提出書類** 会計年度任用職員任用申込書（町指定様式）

※申込書は総務防災課窓口で配布しているほか、町ホームページからダウンロードできます。

※認印を持参いただき、その場で記入し提出することもできます（中学校卒業からの学歴・職歴などの記入箇所があります）。

## 【任用までの流れ】

1. 「会計年度任用職員任用申込書」を役場総務防災課に提出します。

※提出された申込書により、令和3年度の会計年度任用職員台帳に登録されます。

2. 各職場において人材が必要となった場合、台帳登録者の中から書類選考し、通過した方に町から連絡があります。

3. 面接を実施し、具体的な仕事内容、勤務時間や日数などの雇用形態について説明を受けます。

4. 採用となった場合、指定された勤務初日までに「任用通知書」を受け取り、勤務を開始します。

※登録は年度ごと（令和4年3月31日まで）に失効しますので、令和4年度に仕事を希望する場合には再度の申込みが必要となります。

## 【勤務時間・給与など】

●勤務時間：基本は、8：30～17：15（休憩12：00～13：00）以内です。職種により、始業時間や終業時間、休憩時間が異なります。

●期末手当：一定の条件を満たす場合に支給対象となります。

●通勤手当：町の規定に基づき支給されます。

●社会保険・労働保険：任用期間や勤務時間などの一定の条件を満たす場合、保険が適用となります。

●有給休暇：任用期間に応じて付与される場合があります。

●その他：職種ごとの報酬の額、勤務場所、応募要件については左ページの表をご確認ください。

# 合併処理浄化槽を設置しましょう

衛生的で快適な生活と、河川や水路などの水環境の保全を図るために、合併処理浄化槽を設置しましょう。設置を希望される場合は、事前に上下水道課へご相談ください。

また、下水道処理区域の方は、公共下水道に接続するようお願いします。

## 【合併処理浄化槽設置補助金について】

○共和・清水地域にお住まいの方へ

家の建替えて、合併処理浄化槽を設置する場合や、単独処理浄化槽・汲み取りから合併処理浄化槽へ切替えを行う場合には、町からの補助があります。

○三保地域にお住まいの方へ

高度処理型合併処理浄化槽の設置を希望される方は、町が設置工事を行います。

町が設置した高度処理型合併処理浄化槽については、維持管理は町が行いますが、設置の次の年度より分担金、使用開始と共に浄化槽使用料の支払いが必要となります。

※補助金などについては、国の基準改定などにより変更となる場合があります。

**問合せ** 上下水道課管理班（☎75-3645）



## 会計年度任用職員職種の一覧

| 職 種              | 職務内容、資格の有無など   | 勤務場所                  | 報 酬<br>(時給) | 職務などに係る<br>問い合わせ先      |
|------------------|--|-----------------------|-------------|------------------------|
| 一 般 事 務          | 一般的な行政の補助事務（データ入力（Word・Excel操作のできる方）、集計作業、書類整理など）<br>※配属先により職務内容は異なります。                        | 役場本庁舎<br>清水支所<br>三保支所 | 1,027円      | 総務防災課<br>(☎75-3643)    |
| 保 育 士<br>保 育 教 諭 | 乳幼児の保育<br>※保育士は保育士資格、保育教諭は保育士資格・幼稚園教諭免許状を要します。<br>※早番（7:30~12:30）、遅番（13:30~18:30）、土曜日の勤務もあります。 | やまきたこども園<br>向原保育園     | 1,091円      | 福祉課<br>(☎75-3644)      |
| 保育補助員            | 乳幼児の保育補助   | やまきたこども園<br>向原保育園     | 1,027円      |                        |
| 生涯学習センター管理人      | 夜間利用日の施設管理・施錠・閉館作業など<br>※土・日曜日、祝日の勤務もあります。   | 生涯学習センター              | 1,027円      | 生涯学習センター<br>(☎75-3131) |
| 図書整理員            | 図書などの選書・貸出・返却・イベント・展示などの図書室運営業務<br>※土・日曜日、祝日の勤務もあります。  | 生涯学習センター<br>図書室       | 1,027円      |                        |
| さくらの湯<br>受 付     | 受付業務<br>※夜間、土・日曜日、祝日の勤務もあります。  | 健康福祉センター<br>さくらの湯     | 1,027円      | 健康福祉センター<br>(☎75-0822) |
| 健康福祉センター警備       | 施設の警備・鍵の管理・設備の機械操作<br>※夜間、土・日曜日、祝日の勤務もあります。  | 健康福祉センター              | 1,027円      |                        |
| 放課後児童クラブ支援員      | 学童保育の業務、児童と遊び、生活の指導を行う<br>※土曜日の勤務もあります。  | 川村小学校                 | 1,027円      | 福祉課<br>(☎75-3644)      |
| 放課後子ども教室安全管理員    | 給食のある水曜日の放課後に児童と遊び、見守りを行う  | 川村小学校                 | 1,047円      | 生涯学習課<br>(☎75-3649)    |

問合せ 総務防災課庶務班 (☎75-3643)

## 中堅所得者向け住宅の入居者を募集します！

### ～駅から徒歩1分の好立地！ペット飼育可！内覧もできます！！～

【サンライズやまきた】

募集部屋 601号室：3LDK (80.22㎡)

家 賃 63,000円～78,000円

※入居世帯の合計所得により、家賃が決定します。

【サンライズ東山北】

募集部屋 102号室：3LDK (65.58㎡)

家 賃 53,600円～67,000円

※入居世帯の合計所得により、家賃が決定します。

#### 【共通内容】

主な入居資格 ①入居者と同居親族の令和元年の合計所得が月額158,000円以上487,000円以下の方

②町内、町外を問いません

③18歳未満の子どもがいる世帯、新婚や婚約中の若年世帯など（サンライズやまきたのみ）

※入居資格の詳細は、定住対策課へお問い合わせください。

申込み方法 定住対策課で配布している入居申込書に必要事項を記入し、提出してください

※受付時間は8:30～17:15までです。

※先着順で入居者を決定します。

※入居申込書の内容に偽りがあると、入居の取消しとなります。

申 込 期 間 2月24日（水）から入居者決定まで（土・日曜日、祝日を除く）

入居可能時期 入居決定後速やかに（要相談）

問合せ申込み 定住対策課定住対策班 (☎75-3650)

## 第二次山北町子ども読書活動推進計画（案）に関する 意見を募集します

町では、第一次山北町子ども読書活動推進計画の策定から10年以上が経過したことから、第一次計画の成果と課題を踏まえ、子どもの読書活動の更なる推進を図るため「第二次山北町子ども読書活動推進計画～生きる力を育む読書のすすめ～」の策定を進めています。

この計画（案）について、次のとおり町民の皆さんから意見を募集します。詳しくは町ホームページをご覧ください。

意見募集期間 2月16日（火）～28日（日）

対象者 町内在住の方

閲覧方法 役場生涯学習課窓口及び町ホームページで閲覧できます

意見提出方法 役場生涯学習課へ直接又は郵便、ファックス、電子メールにて、「住所」「氏名」「電話番号」を記載のうえ提出してください（様式は問いません）

※ご意見に対する個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

※生涯学習課窓口での受付は平日のみ（8：30～17：15）となります。

問合せ提出先 生涯学習課生涯学習スポーツ班 〒258-0195 山北町山北1301-4  
☎75-3649 FAX75-3661 メール gakusyu@town.yamakita.kanagawa.jp

## 避難行動要支援者支援制度の更新（新規登録）について

町では、災害時に自ら避難することが困難な方（要支援者）を支援する避難行動要支援者支援制度を実施しています。この制度に登録されると、登録情報を自主防災組織（自治会）、民生委員などの地域支援者が共有し、災害時の安否確認や安全に避難できる体制づくりに活用します。

※すでに登録されている方はお申込みの必要はありません。また、登録が不要となった場合は福祉課にご連絡をお願いします。

| 登録対象者  | 登録方法                                      |
|--|---|
| ・75歳以上の高齢者で一人暮らし又は高齢者のみの世帯の方   | 福祉課にお問い合わせください                            |
| ・肢体、視覚、聴覚の身体障害者手帳（1，2級）保持者<br>・療育手帳（程度A）保持者<br>・精神障害者保健福祉手帳（1級）保持者<br>・介護保険の要介護3以上認定の方 | 該当する方には町から登録申込書を送付します。登録を希望される方はお申込みください。 |
| ・その他難病など、災害時に自力で避難又は災害情報を入手することが困難な方   | 福祉課にお問い合わせください                            |

問合せ 福祉課福祉推進班（☎75-3644）

## 特定健康診査(施設健診)と75歳以上の方の 健康診査の受診期限は3月31日です

町では、国民健康保険又は後期高齢者医療保険加入者のうち、年齢が40歳以上で生活習慣病の治療を受けていない方を対象に、健康診査を実施しています。

今年度に受診申込みをされていて、まだ受診をされていない方は、お早めに受診してください。

受診期限 3月31日（水）

※申込み後に町から送付された健康診査票を持参し、足柄上郡又は南足柄市内の契約医療機関で受診してください。

問合せ申込み 保険健康課保険年金班（☎75-3642）

## 広告を掲載しませんか

町の広報紙などには、民間企業や団体による有料広告を掲載することができます。

広告内容により、掲載できない場合がありますので、企画政策課にお問い合わせください。

| 種類         | 規格及び掲載期間            | 掲載料                           |
|------------|---------------------|-------------------------------|
| 広報<br>やまきた | 12cm×9cm<br>1号につき1件 | (裏表紙) 20,000円<br>(本稿) 14,000円 |
|            | 6cm×18cm<br>1号につき1件 | (裏表紙) 20,000円<br>(本稿) 14,000円 |
|            | 6cm×9cm<br>1号につき1件  | (裏表紙) 10,000円<br>(本稿) 7,000円  |
| おしらせ版      | 12cm×9cm<br>1号につき1件 | 10,000円                       |
|            | 6cm×18cm<br>1号につき1件 | 10,000円                       |
|            | 6cm×9cm<br>1号につき1件  | 5,000円                        |

問合せ申込み 企画政策課企画班 (☎75-3651)

## 路線バスをご利用ください

町内で運行されている路線バスは、町民の皆さんの移動手段の1つとなる大切な生活交通です。

利用者が少ないと、減便や、路線が休廃止となることがあります。皆さんの生活を支える生活交通を守るため、外出の際はバスをご利用ください。

問合せ 企画政策課企画班 (☎75-3651)

## ペット（犬・猫など）を正しく飼いましょう！

近年、ペットに関する苦情・相談が増加しています。ペットを飼育する際は、マナーやモラルを守り、近隣住民の皆さんが過ごしやすい環境づくりを心掛けてください。

### ○屋内飼育など、適正飼育を心がけましょう

近隣トラブルを未然に防ぐためにも、屋内飼育などに努め、敷地外でのトラブルを防ぎましょう。

### ○飼い主の変更があった際は届出を行いましょ

新たに犬を飼い始めた際は登録の届出、飼っていた犬の変更があった場合は登録変更の届出をしてください。また、猫についても連絡先などを記入した首輪をつけて、飼い主が分かるようにしましょう。

### ○避妊去勢手術を行いましょ

飼うことができない子猫や子犬を増やさないためにも適正飼育に努め、避妊・去勢手術を受けさせましょう。

### ○最後まで責任を持って飼いましょ

飼い主は、ペットがその一生を終えるまで飼育するよう努める義務があります。

問合せ 環境課生活環境班  
(☎75-3656)



## 屋外広告物について

### ～表示・設置の手続きをお願いします～

良好な景観の形成と危険防止の観点から、屋外広告物の表示・設置に関しては、神奈川県屋外広告物条例に基づき町へ申請し、許可を受ける必要があります。屋外広告物の表示をしている方・表示を予定している方は、許可手続きの必要があるか確認し、該当する場合には申請をお願いします。

#### 【屋外広告物とは】

次の要件を全て満たすもの

- ・常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ・屋外に表示されるもの
- ・公衆に表示されるもの
- ・看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出・表示されたもの並びにこれらに類するもの（広告物を掲出する物件を含みます）

※許可は一部を除き3年更新（自動更新ではありません）で、手続きの際に手数料の納付が必要となります。

※神奈川県屋外広告物条例については、神奈川県のホームページ（「かながわの屋外広告物」で検索してください）をご覧ください。

※地域により基準が異なり、手続きが不要な場合もありますので、詳しくはお問い合わせください。

問合せ 都市整備課管理計画班 (☎75-3647)

## 「健康福祉センター」から

保険健康課健康づくり班  
(☎75-0822)

### 3歳児健康診査

|       |   |
|-------|---|
| 月 日   | 3月9日(火)                                       |
| 受付時間  | 午後(時間は個別に通知します)                               |
| 場 所   | 健康福祉センター1階 多目的室1                              |
| 対 象   | 平成29年12月～平成30年2月生まれの幼児                        |
| 持 ち 物 | 母子健康手帳、3歳児健診検査セット(視力・聴力検査用紙・尿検査)、問診票、子育てアンケート |

### 離乳食教室

|       |   |
|-------|---|
| 月 日   | 3月10日(水)                                |
| 受付時間  | 9:00～9:15                               |
| 場 所   | 健康福祉センター2階 多目的室2                        |
| 対 象   | おおむね生後8か月までの乳児とその保護者                    |
| 内 容   | 離乳食について[講義]                             |
| 持 ち 物 | 母子健康手帳                                  |
| 申込み方法 | 予約制です。3月5日(金)午前中までに保険健康課健康づくり班へお申込みください |

### 定例健康相談日

自分自身やご家族の方々の健康について、お気軽にご相談ください。

| 実施日      | 時 間                         | 場 所              |
|----------|-----------------------------|------------------|
| 3月10日(水) | 9:30、10:15、11:00<br>※時間予約制。 | 健康福祉センター1階 内科診察室 |

対 象 町内在住の方  
内 容 ・自分や家族の健康について  
・生活習慣病の予防改善について  
費 用 無料  
問合せ申込み 保険健康課健康づくり班 (☎75-0822)

## 障がいのある方やそのご家族の相談室

障がいのある方やそのご家族が、地域で自分らしく生活ができるよう、生活上の悩みや困っていること、制度やサービスの利用、仕事探しなどの相談を無料でお受けします。

日 時 2月25日(木) 14:00～16:00

場 所 役場3階 301会議室

※相談は、「相談支援センターりあん」の職員がお受けします。

※予約は不要ですので、直接お越しください。

問合せ 福祉課福祉推進班 (☎75-3644)

### 虐待予防相談

乳幼児・高齢者への虐待、配偶者間の暴力などの相談を保健師がお受けします。

|      |                             |
|------|-----------------------------|
| 月 日  | 3月2日(火)                     |
| 受付時間 | 9:30～10:30                  |
| 場 所  | 役場4階 403会議室<br>※受付は1階福祉課です。 |

### 精神保健福祉相談

認知症、アルコール依存症、ひきこもり、うつなどの相談を保健師がお受けします。

|      |                             |
|------|-----------------------------|
| 月 日  | 3月4日(木)                     |
| 受付時間 | 9:30～10:30                  |
| 場 所  | 役場4階 403会議室<br>※受付は1階福祉課です。 |

問合せ 福祉課福祉推進班 (☎75-3644)



## 婦人がん・子宮がん検診無料クーポン券について

町では、婦人がん検診の受診率向上のため、令和2年6月に次の対象者の方へクーポン券を送付しています。有効期限は令和3年3月31日です。まだ受診されていない方はお早めにご利用ください。

| 対象のクーポン券      | 対象者                      |
|---------------|--------------------------|
| 乳がん検診無料クーポン券  | 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日生まれの方 |
| 子宮がん検診無料クーポン券 | 平成11年4月2日～平成12年4月1日生まれの方 |

※紛失されてしまった場合は再発行できますので、保険健康課健康づくり班にご連絡ください。

有効期限 3月31日(水)

問 合 せ 保険健康課健康づくり班 (☎75-0822)